

川崎市上下水道局排水設備指定工事店の違反に係る処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号。以下「規程」という。）第11条に規定する指定の取消し又は指定の効力の停止（以下「処分」という。）を行う際の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、川崎市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が規程第11条第2項各号に違反していることが明らかとなったときは、口頭により是正の指導を行うものとする。

(勧告)

第3条 管理者は、指定工事店が前条に規定する指導に従わない場合は、勧告書（第1号様式）により是正の勧告を行うものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第4条 管理者は、前条に規定する勧告を行ったにもかかわらず、指定工事店が規程第11条第2項各号の違反を是正しない場合は、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）及び川崎市上下水道局聴聞等に関する規程（平成6年川崎市水道局規程第12号）に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行う。

(川崎市排水設備指定工事店等資格審査委員会の開催)

第5条 管理者は、前条に規定する聴聞又は弁明の結果を踏まえて処分を行おうとするときは、規程第22条に規定する川崎市排水設備指定工事店等資格審査委員会（以下「委員会」という。）に当該処分について審議させる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は、下水道部長をもって充てる。

(2) 委員は、下水道部担当部長（下水道施設担当）、下水道事務所長、下水道管理課長、下水道事務所の管理担当の担当課長及び下水道管理事務所長をもって充てる。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(1) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(4) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、下水道部担当部長（下水道施設担当）が、その職務を代理する。

(5) 委員長は、関係職員その他関係者を委員会に出席させて意見を述べさせ、又は報告を求めることができる。

(6) 委員会は、第2条から第4条による経過等に基づき、規程第11条第2項に規定する処分の要否及び内容を審議するものとする。

4 委員会の庶務は、下水道管理課において処理する。

(処分の決定)

第6条 管理者は、委員会による審査結果等を参酌し、処分を決定する。

(処分の通知)

第7条 管理者は、処分を行うときは、指定工事店に対して処分の内容及び根拠となる規程の条項並びに処分を行う理由を記載した処分決定通知書（第2号様式）を交付する。

(処分の告示)

第8条 管理者は、処分を行ったときは、規程第12条の規定に基づき、これ

を告示する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

川 第 号
年 月 日

勸 告 書

様

川崎市上下水道事業管理者

あなたが行った次の行為は、川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第11条第2項第 号に該当しますので、以下に定める期日までに是正しない場合、指定の取消し又は効力の停止の処分の対象となります。

勸告の対象となつた行為	
是 正 内 容	
期 日	

川 第 号
年 月 日

処分決定通知書

様

川崎市上下水道事業管理者

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程第11条第2項第 号に該当したため、次のとおり処分を決定いたします。

処分内容	
処分理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市上下水道事業管理者が被告の代表者になります。）提起することができます。